



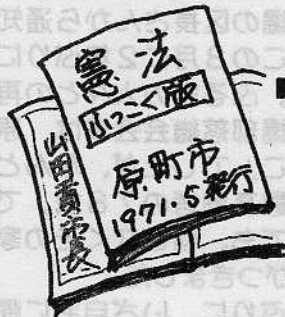
九条はらまち

福島県南相馬市「はらまち九条の会」 No.214

2013(平成25)年 4月23日(火)発行

「安倍首相、日本国憲法で一番大切な条文は何条でしょう？」

■3月29日の国会予算委員会で、民主党小西洋之参院議員が首相に質問。首相は不快感を示し条文は答えず。小西議員は、「すべて国民は、個人として尊重される。(人権)を国政は最大の尊重を必要とする」の「**憲法第13条**」を説明。■さらに質問後小西議員は「憲法を知らない安倍氏に総理の資格はない」と危機感を募らせていたそうです。■安倍首相は現憲法の崇高な精神を理解しないまま、目先の改憲を主張しています。■憲法記念日を前に、私たちも憲法をもう一度読み直してみましよう。■**本会入会の時に配布の、全条文掲載『憲法』小冊子でどうぞ!**



特別寄稿・はらまち九条の会の皆様へ

「福島災害」の風化に抗して

福島県九条の会事務局長 真木 實彦

福島原発で発生した過酷事故からすでに2年余が経過した。しかし、現実には事故が収束したなどとは到底言えない状況が続いていると言ってよい。

先ず何よりも、福島第一原発の廃炉作業自体が電線をネズミにかじられて炉心冷却が滞ったり、原因不明の汚染水漏れに対する有効な手立ても講じえないという初歩的なミスすら乗り越えられず、再度の大量放射能漏れの危険性すら皆無とは言えない状況が眼前にある。安全廃炉にいたる道行きは、まだまだほど遠い。

それだけではない。放射能物資によって大地が汚染されたことにより、地域社会が破壊され、人の心にまで深くその傷跡を残してしまったままだ。正常な人間生活の場の復権という視点からみて、まだ何も解決していないという残酷極まりない現実が、現場におけるありのままの姿と言ってよい。

それにもかかわらず、一昨年末政府が行ったいわゆる「事故収束宣言」以降、「福島の復興」のためにかなり荒っぽい政策が次々に打ち出されて今日に至っている。地域区分の再指定、地域区分による格差的な保障制度の押しつけ、上からの画一的な「ゼネコン的除染」と住民帰還への誘導、被害者の心に寄り添わない差別的な賠償の提示、中間処理施設の原発立地地域への設定と強引な地元への押しつけ、などである。「着実に復興に向かっていく」という実状を無視した「雰囲気づくり」が何よりも重要だというわけらしい。

「福島の事故」が収束に向かっていることを印象付けることによって、一方では何がなされたのかと言えば、「原発なしには日本の未来の未来はあり得ない」という経済至上主義の観点からする系統的な宣伝(国民世論醸成のための心理的刷り込み)、大飯原発の再稼働の強行、新興国への原発の輸出商談の継続、など、などであった。

政府による「解決しつつある福島」の演出は、国民世論から遠く離れた遠隔地に住む住民たちの「正常に生きる権利」の犠牲のもとに、為政者の横暴を押し通そうとする所業にほかならない。これに抗して私たちは、人間らしい生活を求め続け、人間として生きる権利の主張を全国に広げていくことが必要だ。「福島」を風化させないことは日本国民の人間らしい豊かな未来を保障することに通じている。

福島が今求められているのは、「事故」をできるだけ小さいものに見せかけようとする政策当局の意図に対抗し、福島で今現に起こっていることの真実を全国国民の前に訴え、それを基礎に「人間の尊厳を守る」立場から原発に対する国民世論を作りあげていく努力であろうと思われる。より多くの全国の人々に「福島」を現地で実感してもらおうという取り組みを、すでに私たちはささやかながら始めている。(2013.4.19)



■「福島県九条の会」の真木事務局長(福島大学名誉教授)は、震災直後から私たち相双地区の震災被害、特に原発事故の被災や避難について、大変心配されておられました。そこで今回本会報に「特別寄稿」をお願いいたしました。■また「福島県九条の会」では、①原発被害現地視察、②四月から計6回の「憲法塾」の開催、③五月一日(土)9条の会東北交流会等を企画しています。(詳細は、インターネットに)



《会員からのお便り》

佐藤邦雄さんはご自分で『南相馬通信』を編集発行されていますが、最新の50号から転載させていただきました。

「憲法記念日を前に」

改正より条文を守り深めよう 原町区 佐藤邦雄さん

東京電力福島第一原発事故から二年二か月が過ぎたが、私たちは、未だに放射能の恐怖や不安に曝されながら生きている。住み慣れた我が家や故郷から避難を余儀なくされ、仕事も失い人間らしく生きることもできない。憲法前文にある「恐怖や欠乏から免れ、平和のうち生存する権利」を奪われた現実である。

そんな中での体験で、私は、憲法の意味が分かった感じがする。なのに、どうしてだろうか。今の国会からは「九条」を見直せとか、「改憲」のハードルを低くしようなどと、憲法を軽視する声ばかりが聞こえてくる。

今の憲法を改正しようとする人たちは、「押しつけられたもの」とか「時代にあわなくなった」とか盛んにいうが、それは歴史的事実をすり替えていっているのではないか。そして、どんな国を目指そうとするのか不安でたまらない。むしろ今国会で論議すべきは、今の憲法の「条文」を忠実に守り、実現することに取り組むことである。それが国会に課せられた責務だと思う。(4月21日)

建設計画から45年浪江・小高原発ついに断念

《新聞投書》〇本来なら、メディアでもっと大きく報道されるニュースだと思うのですが、扱いは小さいようです。

▼4月7日『朝日新聞』投書

原発建設中止に見いだす希望

元高校教員 山崎 健一

(川崎市高津区 67)

東北電力が福島県の浪江・小高原発の建設計画を断念した。私は建設計画地の南相馬市で生まれ育ち、この地域で勤務経験があり、自宅も同市にある。避難先の神奈川県で、「とりあえず古里が守られた」と安堵している。計画中止の直接の要因は東京電力福島第一原発の事故だ。しかし、地元農民らの建設反対運動がなかったら、浪江・小高原発も東日本大震災の前に完成していた可能性がある。福島第一原発からは、わずかに北に10km。もし二つの原発で同時に事故が起きてい

たら、と思うと空恐ろしい。福島第一原発の工事が進んでいた1960年代、教員仲間と建設現場を見にいった。冷却水を取り込みやすくするよう海岸段丘を削って低くしていた。「浪江・小高原発で同様の工事がされれば津波の危険がある」と感じた。原発反対に傾いた私は、地元農民らの学習会に参加し、「人間は原発を制御できない」と聞いた。生徒にも、その危険性を教えた。懸念は現実のものとなり、生活も人のつながりも根こそぎ破壊された。せめて今回の建設中止をきっかけとし全国で原発の機運が高まることを願う。

広島から2年振りの帰宅

広島県に避難・小高区桶谷天二さん

大震災以来、妻と遠く広島県の東広島市で避難生活を送っています。

小高区女場の区長さんから通知をいただき、この3月に2年ぶりに帰郷しました。ふる里の人々との再会のための女場部落総会会場は、原町区の「あやこ」でしたが、なんと私は出席者中最高齢者の78歳。でも若い出席者でも、何となくその家の人達の見当がつかしました。

さて2年ぶりに、いざ自宅に帰ってみると、家の中は海水の流入で荒れていましたが、おそろおそろ貴重品を探したりしました。我が家の田圃にもどこかの自動車が流れ込んでいたし、農機具などは再起不能と思われた。買ったばかりの草刈機は見つけれなかったが、どこかで使われていれば良いがと考えたり。墓地は早めに修復しておいたので事なきを得ました。

現在は広島県の「九条の会」との交流で励まされています。「小高九条の会」は佐藤鶴雄会長亡き後、「はらまち九条の会」との合流でお世話になると思い、よろしくお願ひ申し上げます。



《事務局より》

◆事務局で相談の結果、「はらまち九条の会」として5月3日の憲法記念日に、「改憲反対のチラシ」を市内の新聞に折り込むことにしました。

◆この会報は毎号「小さい文字ばかりで読めない」「内容が難しい」「全く読む気がしない」などと大変不評です。申し訳なく思います。南相馬市から遠く離れた避難先で編集しているのも場違いなのかもしれません。

◆左のように、事務局長自らの投書を掲載してしまい恐縮です。お許しください。(山崎)



《「はらまち九条の会」事務局連絡先》

- 〇会長: 平田慶肇 TEL0244-24-1211
- 〇石田賢二 TEL0244-22-4037
- 〇早坂吉彦 TEL0244-22-0326
- 〇会計: 井上由美 〒975-0031南相馬市原町区錦町1-43井上薬局内 TEL0244-22-7511・FAX26-0892
- 〇事務局長: 山崎健一 TEL090-7527-5453(避難先: 〒213-0033 神奈川県川崎市高津区下作延4-26-43 -505 Eメール: yamazakiken1@gmail.com)
- 〇HP担当: 大浦祥晃 TE0244-24-0704
- 〇番場恵子